

消 食 基 3 2 0 号

令和 8 年 6 月 29 日

内閣府食品安全委員会事務局評価第一課長 殿

消費者庁食品衛生基準審査課長

(公 印 省 略)

食品健康影響評価に係る補足資料の提出について

令和 7 年 3 月 18 日付け消食基第 167 号をもって内閣総理大臣から食品安全委員会委員長あて意見を求めたグルコン酸銅について、令和 7 年 6 月 6 日付け府食第 426 号により食品安全委員会事務局から補足資料提出の依頼がありましたが、別添のとおり要請者より資料の提出が遅延する旨の連絡がありましたので提出します。

令和 8 年 5 月 24 日

消費者庁

食品衛生基準審査課長 殿

一般社団法人 日本流動食協会

技術委員会 山口 泉

食品安全委員会栄養成分関連添加物ワーキンググループ（第21回会合）で必要とされた補足資料の提出について（遅延）

令和7年6月6日付け府食第426号により令和8年6月末までに提出するよう依頼のありましたグルコン酸銅の食品健康影響評価に係る補足資料について、別紙のとおり遅延する旨の理由書を提出いたしますので、よろしくお取り計らい願います。

(別紙)

[提出遅延理由]

グルコン酸銅に係る必要な補足資料要求のうち、質問1に関して、現在回答書の取りまとめを行っておりますが、取りまとめに更なる時間を必要とします。

今後取りまとめ次第、速やかに提出いたします。

〔食品健康影響評価に係る補足資料の提出依頼について〕

(令和7年6月6日府食第426号)

●質問1

一日摂取量の推計等に関し、一日の摂取エネルギーのすべてを総合栄養食品から摂取する患者等がどの程度いるのか、通常の食事に加えて総合栄養食品を摂取する患者等がどの程度いるのかなど、総合栄養食品の現場での使用及び流通実態の情報を収集し、補足資料として提出すること。

また、上述の情報を踏まえ、最大量としてどの程度のグルコン酸銅が使用される可能性があるか、知見を収集し、要請者としての考察と合わせて提出すること。

●質問2

グルコン酸銅の安全性に係る知見に関し、特に体内動態に関してグルコン酸銅を対象物質としている知見を収集し、補足資料として提出すること。なお、第21回会合において専門委員より、ラットにおけるグルコン酸銅補給による肝臓中銅含量の変化を検討した知見^{*1}が共有されているので、参考とすること。

^{*1} : Vinson et al. (2007) Comparative Bioavailability of Mineral-enriched Gluconates and Yeast in Rat Liver After Depletion-Repletion Feeding. Biol Trace Elem Res (2007) 118:104-110

●質問3

グルコン酸銅の安全性に係る知見に関し、ヒトにおける知見のメタアナリシスに関する文献が提出されていないところ、第21回会合において専門委員より該当すると考えられる論文^{*2}の情報提供がされている。当該文献について補足資料として提出すること。また、当該文献以外にも銅のメタアナリシスに係る文献の収集を行い、要請者としての考察と合わせて提出すること。

^{*2} : Wang et al. (2021) Effects of Copper Supplementation on Blood Lipid Level: a Systematic Review and a Meta-Analysis on Randomized Clinical Trials. Biol Trace Elem Res. 2021 Aug;199(8):2851-2857.

●質問4

上記1～3に関連する資料や考察があれば、併せて提供すること。